（記載上の注意）

1　業務の状況

［(1)～(8)　略］

(9)　業務の状況

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第２条第５項に規定する暗号資産をいう。）、暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の３第２項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。）、暗号資産関連デリバティブ取引（同令第123条第１項第35号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第１条第４項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

①　各種信託の残高

［イ・ロ　略］

ハ　「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

②　各種信託の信託財産別残高表

イ　金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

ロ　「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

［③・④　略］

⑤　信託財産残高表

イ　③記載の金銭評価の困難な信託を除く。

ロ　「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

ハ～ホ　［略］

［略］

［⑥～⑧　略］

2　［略］

**別紙様式第10号の２**（第42条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度事業報告書（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

商　号

主たる支店の所在地

日本における代表者の氏名

（記載上の注意）

1　［同左］

［(1)～(8)　同左］

(9)　［同左］

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

①　［同左］

［イ・ロ　同左］

［加える。］

②　各種信託の信託財産別残高表

金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

［③・④　同左］

⑤　［同左］

イ　金銭評価の困難な信託を除く。

［加える。］

ロ～ニ　［同左］

［同左］

［⑥～⑧　同左］

2　［同左］

**別紙様式第10号の２**（第42条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度事業報告書（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

商　号

主たる支店の所在地

日本における代表者の氏名